児童名				クラス		担当者名	
							•
基準点	(父)	(母)	調整点	(加)	(減)	合計点	

1. 選考基準表

入所基準		基準項目			
1	就労	月160時間以上、就労している			
	(自営業事業主を含む)	月140時間以上	9		
		月120時間以上、就労している			
		月96時間以上、	7		
		月64時間以上、	6		
2	自営協力者	月160時間以上、就労している		8	
	(祖父母が事業主である場合を含む)	月120時間以上、就労している			
		月64時間以上、就労している			
2	内職	月120時間以上、就労している			
		月64時間以上、就労している		3	
3	妊娠•出産等	出産予定日の前後2ヶ月間		7	
4	病気	入院·居宅療養	入院が1ヶ月以上にわたると見込まれる・常時病臥	10	
	心身障がい		常に安静を要する自宅療養	7	
			上記以外の一般療養	4	
		心身障がい者	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害がい者保健福祉手帳1級	10	
			身体障がい者手帳3級、療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級	7	
			身体障がい者手帳4級以下、療育手帳B2、精神障がい者保健福祉手帳3級	5	
⑤	同居親族の介護	常時介護・看護を必要とする場合(要介護4・5程度、月120時間以上の介護・看護、長期入院を含む)			
	同居親族の看護	一部介護・看護を必要とする場合(要介護2・3程度、月64時間以上の介護・看護、長期入院を含む)		5	
	同居していない親族の介護	常時介護・看護を必要とする場合(要介護4・5程度、月120時間以上の介護・看護、長期入院を含む)			
	同居していない親族の看護	一部介護・看護を必要とする場合(要介護2・3程度、月64時間以上の介護・看護、長期入院を含む)			
6	災害	災害(火災・風水害・地震等)復旧にあたっている			
7	内定·就労時間不足	月64時間未満の就労、月64時間以上の就労に内定、または就職に必要な技能取得のため、学校等に就学予定			
	求職中等	上記以外の内定、就学予定、求職中である			
8	就学	月64時間以上、就職に必要な技能取得のため、職業訓練所・学校等などに通っている			
9	児童虐待・DV等	児童虐待・養育放棄等で特に保育にかける緊急度が高いと判断したとき			
10	市長が認める事由	上記に掲げるもののほか、上記に類するものとして市長が認める事由に該当するとき			

- ○基準点については、父母それぞれでもっとも高い点数とする。
- ○父母の合計点数で選考する。
- 〇就労証明書等必要書類の提出がない場合は、求職中とみなす。
- 〇10「市長が認める事由」は、両親のうちどちらか一方のみの基準とする。
- 〇提出された就労証明書で判断する。
- 〇自営業事業主で自営の証明書類(確定申告書、営業許可証、開業届等)の提出がない場合は、自営協力者とみなす。